

緊急措置について

突発的な異常気象や台風シーズンなど、暴風警報が発令されるような場合には下記のような内容で、措置を講じますので、ご承知おきくださいますようにご案内申し上げます。

1. 台風の接近および異常気象に伴う

暴風警報又は特別警報 発令 の際

- (1) 午前7時現在、大阪府全域または泉州地域に暴風警報又は特別警報が発令されてる場合

★登園を見合わせてください。→園児は自宅待機

- (2) 午前7時以降、午前9時現在、暴風警報又は特別警報が解除された場合

★10時までに登園してください。(お休みの場合はご連絡をお願いします)

- (3) 午前9時現在で大阪府全域または泉州地域に、

暴風警報又は特別警報が引き続き発令されている場合

★臨時休園といたします。

2. 園児が園にいる間に暴風警報又は特別警報が発令された場合、保護者の方にご連絡をいたしますので、雨風の状況を見て、お迎えの方を宜しくお願い致します。

★なお、注意報・大雨洪水警報は、登園可能とします。しかし自転車などでの登園はくれぐれもご注意ください。

★各自、園への電話での確認はなるべくお控えください。

以上